

平成30年12月27日

第89回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市認知症診断助成制度及び  
事故救済制度の実施について

(保健福祉局)

神保高介第 4220 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項  
について貴会の意見を求めます。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う個人情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

◎は条例第7条第3項に該当するもの

<受診券申請時と事故救済制度申込時の本人以外連絡先>

- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・続柄

<認知症疾患医療センター受診者の情報>

- ・氏名
  - ・氏名 (カナ)
  - ・住所
  - ・生年月日
  - ・年齢
  - ・性別
- ◎・患者区分 (初期集中支援事業対象者、かかりつけ医紹介、若年、その他)
- ◎・認知症に関する診断結果及び精密検査結果

<GPS 安心かけつけサービスの利用情報> ※委託事業者より収集

- ・氏名
- ◎・かけつけサービスの利用実績
- ◎・かけつけサービス利用の内容 (サービス利用時の状況、対応内容等含む)

<事故救済制度 (給付金) 支給時の相手方加害者・相手方被害者の情報>

(被害者から請求する場合)

- ◎・事故状況 (発生日時、場所、原因、事故内容、加害者の怪我・治療の状況等)
- ・相手方加害者の氏名
  - ・相手方加害者の氏名 (カナ)
  - ・相手方加害者の住所
  - ・相手方加害者の生年月日
  - ・相手方加害者の年齢

- ・相手方加害者の性別
- ・相手方加害者の連絡先
- ◎ ・相手方加害者の認知症の診断書（市に登録をしていない場合）

（加害者から請求する場合）

- ◎ ・事故状況（発生日時、場所、原因、事故内容、被害者の怪我・治療の状況等）
  - ・相手方被害者の氏名
  - ・相手方被害者の氏名（カナ）
  - ・相手方被害者の住所
  - ・相手方被害者の連絡先（電話番号等）
- ◎ ・事故による相手方被害者の死亡情報
- ◎ ・事故による相手方被害者の入院・通院情報
- ◎ ・事故による相手方被害者の後遺障害情報
  - ・事故による相手方被害者の休業損害情報
  - ・事故による相手方被害者の財物損壊情報

<事故救済制度（賠償責任保険制度）の利用情報> ※委託事業者より収集

- ◎ ・事故状況（発生日時、場所、原因、事故内容、加害者・被害者の怪我・治療の状況等）
  - ・加害者、被害者の氏名
  - ・加害者、被害者の氏名（カナ）
  - ・加害者、被害者の住所
  - ・加害者、被害者の生年月日
  - ・加害者、被害者の年齢
  - ・加害者、被害者の性別
  - ・加害者、被害者の連絡先
- ◎ ・裁判、示談に係る情報
  - ・保険金支払い情報

神保高介第 4220 号-2  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
介護保険被保険者番号の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
介護保険被保険者番号の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【利用する情報項目】

- ・介護保険被保険者番号

神戸市参住第 1473 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部住民課

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【利用する情報項目】

(75歳以上の神戸市民への受診券の郵送)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・郵便番号
- ・住所(漢字)
- ・氏名(漢字、カナ)
- ・生年月日

(認知症診断システムにおける制度利用者の管理)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・住民基本台帳世帯番号
- ・カナ氏名、漢字氏名(アルファベット氏名、通称名を含む)
- ・生年月日
- ・性別
- ・住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)
- ・異動届出年月日、異動年月日(住民となった年月日、外国人住民となった年月日、消除日を含む)
- ・住民基本台帳消除事由
- ・郵便番号
- ・住所
- ・転入前住所、転出先住所
- ・続柄
- ・住基DV情報

(事故救済制度対象者の要件確認)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・カナ氏名、漢字氏名(アルファベット氏名、通称名を含む)
- ・生年月日
- ・住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)
- ・住所

神保高介第 4220 号-3

平成 30 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
個人情報電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報項目】

◎は条例第11条第2項に該当するもの

<認知症診断システム>

1. 住民基本台帳情報

- ・ 住民基本台帳個人番号
- ・ 住民基本台帳世帯番号
- ・ カナ氏名、漢字氏名（アルファベット氏名、通称名を含む）
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 住民区分（住民、転出者、死亡者、住登外者）
- ・ 異動届出年月日、異動年月日（住民となった年月日、外国人住民となった年月日、消除日を含む）
- ・ 住民基本台帳消除事由
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 転入前住所、転出先住所
- ・ 続柄
- ・ 介護保険被保険者番号

◎・住基 DV 情報

2. 認知症の診断に関する情報

- ・ 受診券申請日
  - ・ 受診券申請書受理日
  - ・ 受診券発行日
  - ・ 受診券番号
  - ・ 受診日（認知機能検診及び認知機能精密検査）
  - ・ 受診医療機関情報（認知機能検診及び認知機能精密検査）
- ◎・神戸市認知症診断助成制度による認知機能検診の結果  
(問診票および改訂長谷川式簡易知能評価スケールの内容等含む)

- ◎・神戸市認知症診断助成制度による認知機能精密検査の結果
  - (受診者の形態画像検査(頭部CTあるいは頭部MRI)、神経心理検査(MMSE等)、血液検査、日常生活動作評価等の結果、及び「認知症」「軽度認知障害(MCI)」「認知症でない」等の診断結果含む)
- ◎・既診断者等の認知症の診断に関する情報(神戸市認知症診断助成制度以外による診断)
  
- 3. 診断助成制度の助成金交付に関する情報
  - ・支出命令日
  - ・支出命令番号
  - ・交付額
  - ・保険診療の自己負担割合
  
- 4. 事故救済制度に関する情報
  - ・賠償責任保険加入日
  - ・賠償責任保険解約日
  - ・賠償責任保険解約理由
- ◎・給付金利用回数
  - ・GPS利用開始日
  - ・GPS利用終了日
  - ・GPS解約理由
- ◎・かけつけサービス利用回数
  
- 5. その他
  - ・電話番号(自宅)
  - ・電話番号(携帯電話)
  - ・送付先氏名
  - ・送付先住所
  - ・送付先電話番号
  - ・送付先続柄
  - ・連絡先氏名
  - ・連絡先住所
  - ・連絡先電話番号
  - ・連絡先続柄

<認知症診断システム構築前の全庁ファイルサーバにおける管理項目>

- ・カナ氏名、漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号（自宅）
- ・電話番号（携帯電話）
- ・送付先氏名
- ・送付先住所
- ・送付先電話番号
- ・送付先続柄
- ・連絡先氏名
- ・連絡先住所
- ・連絡先電話番号
- ・連絡先続柄
- ・受診券申請日
- ・受診券申請書受理日
- ・受診券発行日
- ・受診券番号

(本人以外の連絡先または送付先)

- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・続柄

## 神戸市認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施について

### 1 趣旨

本市では、平成 28 年 9 月に G 7 保健大臣会合が開催され、その際、認知症対策に関する「神戸宣言」が出された。この「神戸宣言」を踏まえ、社会全体で認知症の人を支える取り組みをより推進していくため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、平成 30 年 4 月より施行している。

このたび、認知症の方・ご家族の方が安全・安心に暮らしていただけるよう、全国に先駆けた神戸発の取り組みとして、認知症の早期受診を支援する「診断助成制度」と認知症の方が事故に遭われた場合に救済する「事故救済制度」からなる認知症対策「神戸モデル」を新たに実施する。

「診断助成制度」は、65 歳以上で神戸市に住民登録されている方を対象とし、認知症の疑いの有無を診るための「認知機能検診」と認知症の有無と病名の診断を行う「認知機能精密検査」の 2 段階方式の診断制度でいずれも原則自己負担のない仕組みとする。

「事故救済制度」は、①認知症と診断された市民が事故を起こしたときに備え、市が賠償責任保険へ加入する、②認知症の市民の行方が分からなくなった際に GPS により所在を把握し事故を未然に防ぐサービスを実施する、③認知症の方が起こした事故で、加害者又は被害者のいずれかが市民である場合に、被害者に給付金を支給する、④事故時の相談対応として、24 時間 365 日対応の専用コールセンターを開設する、というものである。

また、前述の「認知機能検診」「認知機能精密検査」を受診する以外にも、制度開始前に既に認知症と診断された方、かかりつけ医の紹介等で認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターを受診された方及び経過措置としてその他の医療機関で認知症と診断された方なども、本人から診断書を添付した申請書を提出することにより、賠償責任保険の加入、GPS など（前述の「事故救済制度」の①②④）の利用ができる仕組みも設ける（以下「経過措置等」という）。

これらの制度を実現するため、市民のうすく広い負担として超過課税（市民税均等割額に一人年間 400 円を上乗せ）により認知症の方を社会全体で支えていく仕組み（全国初の認知症対策「神戸モデル」）を構築し認知症の人にやさしいまちづくりを進めていく。

## 2 概要

### (1) 診断助成制度

#### ①対象者

受診する年度内に 65 歳以上で神戸市に住民登録している者

#### ②概要

地域の医療機関（指定医療機関）で認知症の疑いの有無を診る「認知機能検診」と、認知症の疑い有りの方を対象とした、専門の医療機関（指定医療機関）での「認知機能精密検査」の 2 段階方式。「認知機能検診」は無料で受診可能（市に受診券の申請必要）、「認知機能精密検査」は保険診療で受診し、窓口で支払った自己負担金を償還払いで助成する。

##### ア) 認知機能検診（第 1 段階）

認知症の検査ツール（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）と問診票①（行動・心理症状等）、問診票②（日常生活動作評価）により医師が検診を行う。

##### イ) 認知機能精密検査（第 2 段階）

###### 【必須項目】

- ・形態画像検査（頭部 CT あるいは頭部 MRI）
- ・神経心理検査（MMSE 等）
- ・血液検査
- ・日常生活動作の評価（第 1 段階の問診票②をもとに診察中に評価）

###### 【任意項目】

- ・その他必要な検査（医師の判断で必要とした検査）

#### ③実施の流れ

##### 【受診券の申請から郵送まで】

##### I 受診券の申請

※受付方法・・・郵送、FAX、電話（神戸市総合コールセンター）、ホームページ（イベント管理システム）を予定

##### II 申請者の要件確認

※住民基本台帳情報の閲覧により、住民登録の有無及び年齢の確認を行う。（認知症診断システムにより目視で確認する。システム構築前は介護保険システムにより目視で確認する。）

##### III 対象・非対象を確認のうえ決裁

##### IV 受診券を認知症診断システムにより発行

##### V 受診券の郵送

※75 歳以上の市民には、平成 31 年度以降、住民基本台帳情報の利用により、申請を待たずに受診券を送付する予定である。

## 【検診～精密検査の実施、市への結果報告】

VI 認知機能検診を受診（指定医療機関。受診券持参）・・・市医師会に委託  
⇒結果を次のとおり本人へ告知する。

(i) 疑いなし：1年後の検診受診を勧奨する。

(ii) 疑いあり：認知機能精密検査の受診を勧奨（検査依頼書を交付）する。

⇒結果票等は受診医療機関から医師会事務局経由で市へ送付される。

⇒市は受診結果を認知症診断システムへ記録する。

VII 認知機能精密検査を受診（指定医療機関。検査依頼書持参）・・・保険診療  
⇒結果を次のとおり本人へ告知する。

(i) 認知症：助成金申請、賠償責任保険・GPS申請の案内を行う。

(ii) 軽度認知障害：助成金申請の案内を行う。半年後の経過観察の検査受診を勧奨する。

(iii) 認知症でない：助成金申請の案内を行う。1年後の検診受診を勧奨する。

⇒結果票等は受診医療機関から医師会事務局経由で市へ送付される。

⇒市は受診結果を認知症診断システムへ記録する。

VIII 認知機能精密検査の助成金の申請

※受診者が申請書に必要書類（検査の領収書等）を添えて郵送で市に申請する。

IX 申請後の処理

※審査・決裁のうえ支払い

⇒要件確認（精密検査の受診対象者）には検査結果を利用する。

⇒市は支払い情報を認知症診断システムへ記録する。

## (2) 事故救済制度

### ①賠償責任保険制度

#### ア) 概要

「認知機能精密検査」で認知症と診断された方（経過措置等の方含む）の申請に基づき、市が賠償責任保険に加入する（保険料は市が負担）。

認知症と診断された方が事故を起こし、賠償責任を負われた場合（ご家族が監督義務者として賠償責任を負われた場合も含む）は、1事故で人身・財物とも最大2億円まで補償する。

事故が起こった際は、専用コールセンターにおいて事故相談を受け付け、委託事業者である保険会社が、事実調査、査定、必要書類の取り付けを行い、審査のうえ、保険金を支払う。

※認知症の方が自動車を運転していて起こった事故など、一部対象外有り。

イ) 申請

I 賠償責任保険の加入申請

※加入希望者は申請書を市に郵送提出する。

II 申請後の処理

※賠償責任保険希望者情報を委託事業者（保険会社）に通知し加入手続きを行う。

⇒要件確認（認知症と診断された者であること）には認知機能精密検査の結果を利用する。経過措置等の場合は、本人からの診断書の提出または、本人の同意を得て認知症疾患医療センターから検査結果の提供を受けることにより行う。

⇒委託事業者から申請者に加入通知を送付する。

⇒市は加入情報を認知症診断システムへ記録する。

⇒死亡、転出、申し出により脱退した場合は脱退情報をシステムへ記録する。

ウ) 支給

認知症と診断を受け、事前に賠償責任保険へ登録した方が事故を起こした際は、事故救済制度の専用コールセンター（給付金制度と共通）において事故相談を受け付ける。

まずは、賠償責任の有無に関わらず、給付金を支給する（詳細は③に記載）。

給付金支給後、賠償責任があることが確定した場合（裁判または示談）に賠償額として保険金が被害者に支払われる（保険金支払いは保険会社の基準に従って行われ、その際の示談交渉、必要書類の取り付け等も保険会社が行う）。その際、先に支給した給付金分は控除して保険金が支払われることとしている。

②行方不明者早期発見事業（GPS 安心かけつけサービス）

ア) 概要

認知機能精密検査で認知症と診断された方（経過措置等の方含む）が行方不明になったときに、GPS を使って探し出しかけつけるサービスを実施する。GPS 導入の初期費用とかけつけサービス費用（年度内に6回まで）を市が負担する（月額利用料と7回目以降のかけつけサービス費用は本人負担となる）。

申請に基づき利用決定した申請者（またはその家族等）と委託事業者との間で契約を締結し、本人負担分については本人から委託事業者へ直接支払う。

イ) 申請

I GPS 安心かけつけサービスの利用申請

※利用希望者は申請書を市に郵送提出する。

II 申請後の処理

※GPS 利用希望者情報を委託事業者へ通知

⇒要件確認（認知症と診断された者であること）は検査結果を利用する。経過措置等の場合は、本人からの診断書の提出または、本人の同意を得て認知症疾患医療センターから検査結果の提供を受けることにより行う。

⇒委託事業者と申請者で契約を締結する。

⇒市は利用情報を認知症診断システムへ記録する。

⇒申し出により解約した場合は解約情報をシステムへ記録する。

⇒かけつけサービス（年度内に6回まで）の利用実績・状況をシステムへ記録する。

#### ウ) サービス提供の流れ

委託事業者と契約を締結した利用者は、委託事業者より GPS 端末を受け取り、サービスを利用する。

利用者の行方が分からなくなった場合には、家族等が GPS で場所を確認し、現場へ向かい、発見することができる。

家族等がすぐに利用者の元へ行けない場合には、かけつけサービスを利用することが出来る。1回3時間までのサービスで、年度内に6回までの利用については、市が費用を負担する（7回目からは自己負担で利用可能である）。

かけつけサービスの利用実績・状況については、委託事業者より概ね毎月報告を受け、認知症診断システムにおいて記録・管理する。

### ③給付金制度

#### ア) 概要

認知症の方が事故を起こされた場合、賠償責任の有無に関わらず、被害者の救済のために、神戸市民に給付金を支給する制度である（認知症の方の事前登録は不要）。

事故後に認知症と診断された場合も対象とする。

給付金の種類は以下のとおり（受給者＝申請者となる）。

<被害者である市民（本人死亡の場合は遺族）に支給>

死亡	最高 3,000 万円	後遺障害	最高 3,000 万円
入院	最高 10 万円	通院	最高 5 万円
財物損壊	最高 10 万円	休業損害	最高 5 万円

<加害者である市民に支給>

類焼被害者見舞費用 最高1世帯 30 万円（1 事故 1,000 万円上限）

被害者見舞費用 最高 10 万円（市外の方が被害者の場合）

※加害者市民が被害者に対し、事故のお見舞（現金、物品（菓子折り等）など）を行った場合に、そのお見舞をするのに要した費用を上限の範囲内で支給する。

#### イ) 支給

認知症の方が事故を起こされた場合、加害者または被害者のいずれかが市民で

あれば、事故救済制度の専用コールセンター（賠償責任保険制度と共通）において事故相談を受け付ける。

給付金の申請（申請者は給付金の種類によって加害者の場合と被害者の場合がある）があった事故について、委託事業者である保険会社が、事実調査、必要書類（認知症の診断書含む）の取り付けを行い、申請内容について、市の附属機関である「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」において支給の判定を行う。なお、給付金を申請できるのは神戸市民に限られるため、相手方加害者・相手方被害者の当該事故に係る情報（相手方が認知症である旨の情報を含む）を、申請者を通じて収集する必要がある。

#### ④24時間365日対応の専用コールセンター

事故が起こった際、迅速に対応できるよう24時間365日対応の専用コールセンターを設置する。

### (3) 認知症診断システムの構築 ※認知症診断システム概念図を参照

住民基本台帳情報を日次連携しているこうべ健康いきいきサポートシステム内に、サブシステムとして認知症診断システムを構築し、認知機能検診の受診券の申請、申請者の要件確認、受診券の発行・郵送などの手続き、検診・検査の結果や事故救済制度の加入状況等を管理する。

本システムを利用することにより、診断助成制度及び事故救済制度の各記録の確実な管理と事務の効率化に資することができる。また、統計データをもとに制度の運用状況の管理と評価・見直しを行うことができる（神戸モデルは31～33年度の事業であり、34年度以降の実施は実施状況の評価によることとしている）。

#### <システム導入前の対応について>

制度開始から認知症診断システム導入までの期間は、診断助成制度及び事故救済制度において認知症診断システムに記録・登録するとしているものについて、全庁ファイルサーバー内でエクセルファイルにより管理し、システム導入後にデータを読み込む

## 3 効果

### (1) 認知症診断助成制度

認知症は、加齢により多くの方がなり得る病気であり、またさまざまな疾患（アルツハイマー型認知症、血管性認知症など）があり、対応や支援内容がそれぞれ異なることから、少しでも早く、どの疾患の認知症であるかを把握し、その後の生活に備えることが重要である。身近な地域の医療機関で認知症の疑いの有無を診る認知機能検診と、疑いのある方を対象に病名まで診断する認知機能精密検査を原則自己負担なく受診できる2段階方式の「認知症診断助成制度」により早期受診・早期診断の促進を

図ることができる。

## (2) 事故救済制度

認知症の方は、認知機能の低下によって、外出中に場所が分からなくなるなどして、事故に巻き込まれることもある。そのため、認知症の方やご家族の方が地域の中で安全・安心に暮らしていただけるよう、認知症の方の事故を予防し、事故が起こった場合に補償を行い、認知症の方や家族に賠償責任が無い場合にも被害者を救済する事故救済制度を運用する。

## (3) 神戸モデル

認知症診断助成制度と事故救済制度の連携とそれを実現するための財源として市民のうすく広い負担である超過課税により社会全体で認知症の方を支えていく仕組み（全国初の認知症対策「神戸モデル」）を構築し、認知症の人にやさしいまちづくりを進めていく。

## 4 実施時期

時期	制度全般	認知症診断システム
平成 30 年 12 月		管理項目精査
平成 31 年 1 月初旬		事業者との契約
平成 31 年 1 月～		システム改修及びインフラ整備
平成 31 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断助成制度 開始</li> <li>・ 賠償責任保険制度、GPS 安心かけつけサービス 登録開始</li> </ul>	
平成 31 年 1 月 ～ 2 月ごろ		システムの運用開始
平成 31 年 4 月	事故救済制度 開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の要件確認</li> <li>・ 受診券発行</li> <li>・ 結果等の情報管理</li> </ul>

## 5 件数

### (1) 診断助成制度

- ① 認知機能検診                      受診者（見込み）    約 6,000 人／年
- ② 認知機能精密検査                受診者（見込み）    約 3,000 人／年

### (2) 事故救済制度

- ① 賠償責任保険制度                加入者    約 18,700 人／年
- ② 行方不明者早期発見事業（GPS 安心かけつけサービス）    500 人／年
- ③ 給付金制度                        住民登録されている神戸市民が対象

## 6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

### (1) 認知症診断システムのシステム上の保護について

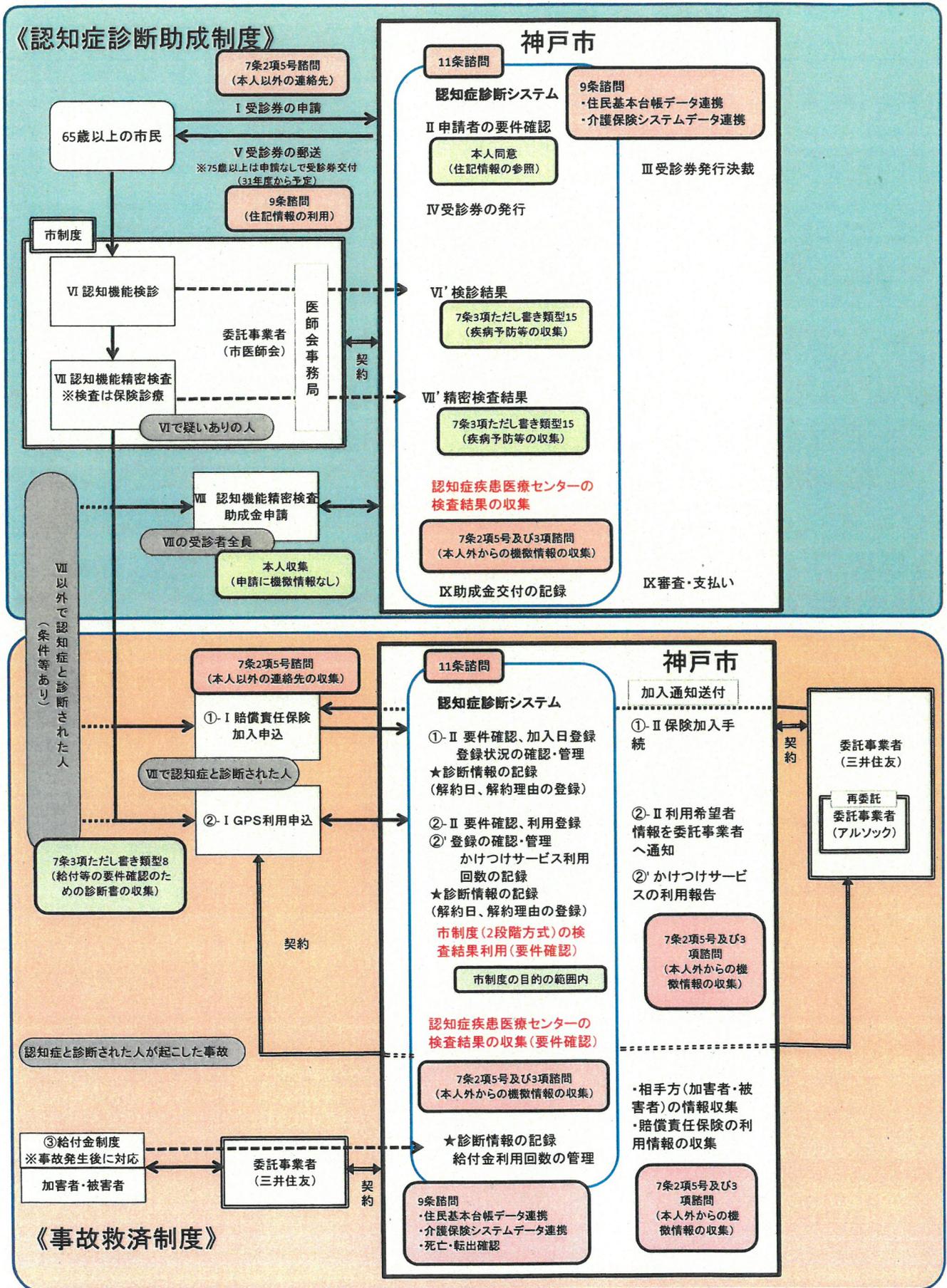
- ア 端末機の操作にあたっては、個人ごとの生体認証を導入し、システム端末機の操作を関係職員に限定する。
- イ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置する「こうべ健康いきいきサポートシステム」専用サーバに保存する。
- ウ 端末機とサーバは、LGWANを除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系NWにより接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- エ 一般ユーザー権限で起動した端末機からUSBメモリ等の外部記録媒体へのデータ書き込みはできないようにする。
- オ 一般ユーザー権限で起動した端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。
- カ サーバと端末機間の個人情報の通信は暗号化する。
- キ サーバ、端末機のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義更新は、庁内基幹業務系NWを通じて自動配信を受ける。

### (2) 運用上の保護について

- ア サーバは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係者のみに限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。
- イ サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープを予定）についても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- ウ システムにログインする際のパスワードは定期的（概ね6ヶ月）に変更するとともに、端末機及び同システムの操作状況をログとして記録する。
- エ 印刷事業者にデータを提供する場合等に使用するUSBメモリ等は媒体管理簿に記録し厳格に管理する。
- オ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- カ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ク データ入力等の事業者への委託に当たっては、委託契約書の中でデータの機密保持

に関する事項等「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付ける。

「神戸モデル(認知症診断助成制度・事故救済制度)」のフロー図





神戸市事故救済制度の概要について

1 制度の概要

「給付金制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した給付金額分は控除）。

2 給付金制度の概要（全神戸市民が対象）

認知症と診断された方（事前の登録不要）が起こした事故の被害者の救済のために神戸市民に給付金を支給する（「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」に設置する「(仮称)事故救済制度に関する給付金判定部会」で支給を判定する予定）。

※給付対象者の故意、自動車事故など支給対象外となるものがある。

【特徴】

- ・賠償責任の有無に関わらず支給。
- ・認知症と診断された方の事前登録は不要（事故後に認知症と診断された場合も対象）。

【給付金の種類と額】・・・給付金の支払い対象は神戸市民

◎被害者である神戸市民への給付

- ①死亡 最高3,000万円      ②後遺障害 最高3,000万円
- ③入院 最高10万円      ④通院 最高5万円
- ⑤財物損壊 最高10万円      ⑥休業損害 最高5万円

◎加害者である神戸市民への給付

- ⑦被害者見舞費用 最高10万円（市外の被害者に見舞金を支払った場合）
- ⑧類焼被害者見舞費用 最高1世帯30万円（1事故1,000万円上限）

※加害者市民が被害者に対し、事故のお見舞（現金、物品（菓子折り等）など）を行った場合に、そのお見舞をするのに要した費用を上限の範囲内で支給する。

3 賠償責任保険制度の概要（認知症と診断された方が対象）

認知症と診断された方が事故を起こし、損害賠償責任を負った場合に、最高2億円（人身・物損）まで補償する制度（ご家族が監督責任を負った場合も含む）。

また、認知症の方ご本人が交通事故に遭われた際の見舞金（死亡100万円、後遺障害最高100万円）も支給される（傷害死亡・後遺障害保険）。

※認知症と診断された方による事前登録が必要（保険料は市が負担）。

※本人の故意、自動車運転中の事故など対象外となるものがある。

【参考：加害者・被害者の住所地に基づく場合分け】

			加害者			
			市民		市外	
			責任有り	責任無し	責任有り	責任無し
被害者	市民	対人	賠償責任保険		給付金	給付金
			給付金(①～④⑥)		(①～④⑥)	(①～④⑥)
	市民	対物	賠償責任保険		給付金(⑤)	給付金(⑤)
			給付金(⑤) + 給付金(⑧)			
	市外	対人	賠償責任保険	給付金(⑦)		
市外	対物	賠償責任保険				
本人の傷害			傷害死亡・後遺障害保険			

4 その他の要件（給付金制度と賠償責任保険制度）

	給付金制度	賠償責任保険制度
① 責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り
② 事前の登録	不要	必要（保険加入）
③ 事故発生地	日本国内のみ	日本国内のみ
④ 法人	対象外	対象（他の制度等との減額調整を行う）
⑤ 個人（事業損失）	対象	対象（他の制度等との減額調整を行う）
⑥ 同居親族	対象	対象外
⑦ 減額調整	自賠責・労災保険以外調整無し	他の制度等との減額調整を行う
⑧ 示談対応	無し	示談交渉サービスセット
⑨ 支給の判定	（仮称）事故救済制度に関する給付金判定部会の判定で支給	保険会社の判断で支給

5 コールセンターの設置

24時間 365日対応のコールセンターを設置する。

コールセンターでは、事故が起こった際、今後の対応について助言等を行う。

6 委託事業者の運用支援業務

- (1) 事前相談・申請受付対応支援
- (2) 事故事実の調査支援
- (3) 給付判定支援（給付の可否や給付額の査定案の作成）
- (4) 判定委員会運営支援
- (5) 不服申立・訴訟対応支援
- (6) マニュアル・帳票等支援

## GPS 安心かけつけサービスの概要

### 1 サービスの概要

認知症の方が行方不明になった際、GPS（衛星利用測位システム）の位置情報をもとに探し出すとともに、非常時にはガードマンがかけつけ、事故を未然に防止する。

GPSの導入のための初期費用とかけつけサービスの費用（年6回まで）を市が負担する（月額利用料と7回目以降のかけつけサービス費用は本人負担）。

### 2 サービスの対象者

認知症と診断された神戸市民（市の2段階方式の診断及び経過措置等）

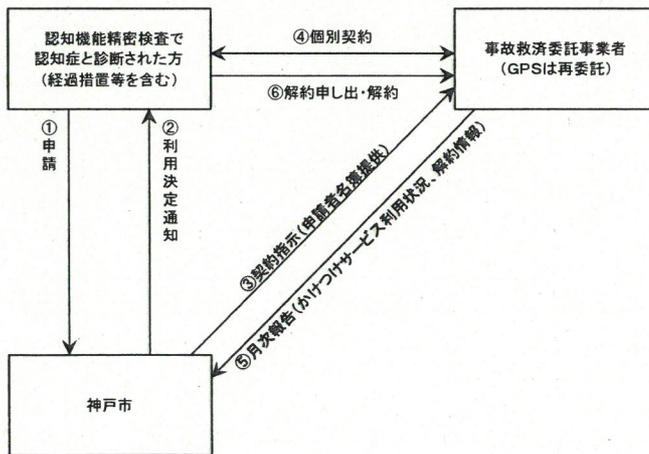
### 3 サービスの流れ

#### (1) 利用までの流れ

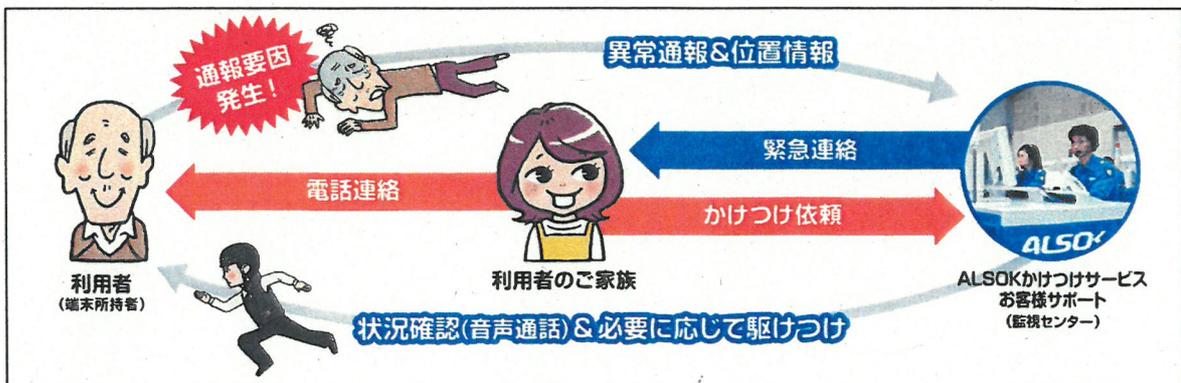
- ①市に利用申請
- ②市が利用決定
- ③市から委託事業者へ個別契約の指示（申請者名簿提供）
- ④申請者と委託事業者で個別契約締結

#### (2) 運用の流れ

- ⑤委託事業者から、かけつけサービス利用状況、解約情報を市に報告（毎月）
- ⑥申請者から委託事業者へ解約申し出があれば解約する。



GPS 端末 (W50.4×H83×D15.9 約65g)



事業者の運用のイメージ